

会報

いしかわ

2005.8月 No.38



鼓門



もてなしドーム



石川県行政書士会

目 次

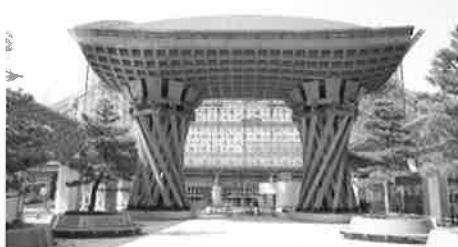
ご挨拶	1		
石川県行政書士会会长	茅野 勇平		
日本行政書士会連合会会長	宮内 一三		
石川県知事	谷本 正憲		
石川県行政書士会副会長	宮川外茂次		
石川県行政書士会副会長	浅井 廣史		
石川県行政書士会副会長	太田 勉		
石川県行政書士会副会長	倉本 守		
平成17年度定時総会開催	6		
日行連定時総会・中地協定時総会	8		
パブリシティ報道されました	9		
平成17年第3回理事会支部長会合同会議開催	10		
組織任務分担表	11		
平成17年度事業計画	12		
各部長あいさつ	14		
総務部長	的場 晴次	経理部長	杉本 喜和
法規企画部長	端井 義之	広報部長	河越 俊雄
業務指導部長	丁子 泰征	監察部長	八木 史郎
支部特集(金沢)・21世紀美術館	16		
支部だより(七尾・小松)	18		
支部だより(加賀・輪島)	19		
業務研修会のご案内	20		
全国女性行政書士交流会	21		
平成17年度女性行政書士交流会石川会定時総会	22		
情報コーナー	23		
随筆(会員のコーナー)	25		
新入会員の紹介	29		
会報日誌	30		
会員移動	32		
編集後記			

表紙写真説明

金沢駅東広場 あらたな伝統の創造を目指して

●駅東広場の位置づけ

金沢駅周辺地区は、金沢市の玄関口であるJR北陸本線金沢駅を中心とする地区であり、歴史的な環境が残された伝統文化が息づく旧市街地と、駅西からなる金沢港までの近未来の金沢をつくる新市街地の結節点に位置します。本地区は、高次都市機能の集積により、賑わいと格調高い都市空間の拠点にあり広域交通の結節機能、広域商業機能、宿泊機能等を担うべき地区としての役割が期待されています。



●鼓門

駅東広場のデザインは機能美・技術美を基本として、時代の最先端技術を用い新しい伝統をつくり上げています。その中で鼓門は、直接的に伝統を感じることのできる木造とし、加賀宝生で使用される鼓の洞にある「調べ緒」をモチーフにデザインしています。

●もてなしドーム

金沢は年間降雨日数が半年にも及び、45万人を超える人口高密度都市として世界でも有数の多雨多雪都市です。大屋根は、この気候風土に対し、人々が集う広場の上に傘を差し出すような「もてなしの心・思いやりの動線」を表現したものです。明るい駅前広場を実現するために、ドームの仕上げは全てガラスです。このガラスは180cmの積雪にも耐える強度をもっています。ガラスの掃除は清掃ロボットが自動的に行います。



◆会長挨拶



ご挨拶

石川県行政書士会
会長 茅野 勇平

石川県行政書士会（以下「本会」）平成17年度定時総会は、平成16年度の事業報告、収支決算報告並びに平成17年度事業計画、収支予算の全ての議案が原案のとおりご承認を賜り有り難く厚く感謝申し上げます。又、三度立候補いたしました会長選挙では、無競争により会長に当選させていただきましたことを感謝申し上げますと共にその重責を担うこと身の引き締まる気持ちであります。

定時総会でご承認を賜りました各種の事業は新役員の皆様とよくご相談を申し上げ、本会のとるべき道を過たない様推し進めて参りたいと存じます。石川県行政書士会の会員諸先生には、各種の事業の推進に当たりまして種々のご提言やご助言を賜ります様重ねてお願い申し上げる次第であります。

今、行政書士が直面している問題には、司法制度改革にともなう司法参入があります。

昨年末に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」いわゆるADR基本法が成立しました。しかし、我々行政書士には、紛争事件解決の資質も実績もないことを理由に、紛争当事者の代理人としての資格は付与されなかったのであります。これはとても残念なことでしたが、資格付与がされなかつた理由が明示されたことで次の一手が有效地に打てる状況となつたのです。決して落胆

することではないと考えます。

ADRに参入するには、行政書士が紛争事件解決の当事者として資質も能力もあると国家国民に認知させることが大事であります。

日本行政書士会連合会は各都道府県行政書士会でADR機関を設置して、活動し実績を積むことを求めています。しかし、それには多くの課題や難問がございます。例えば、

- ・調停あっせんを担う行政書士の育成研修。
- ・何の分野を専門家としてADRに参入するのか。
- ・本会がADRの事業者となる要件は整っているか。
- ・本会がどの様な手順でADRを主宰するのか。
- ・ADR事業の推進に弁護士の指導協力は可能か。
- ・無料のADRであれば他士法に抵触しないか。
- ・錯誤による和解条件の賠償責任能力が担保されているか。

等々、行政書士のADR参入に最低でも以上の条件が具備されていないと実施は困難です。

今、我が石川県行政書士会では、「裁判外紛争処理機関設置特別委員会（ADR特別委員会）」を立ちあげ、本会におけるADR事業者機関の設置について検討しています。

日本行政書士会連合会では、「裁判外紛争解決機関推進本部」を立ちあげADR事業者としての基本方針などを整備し、各单位会におけるADR事業者機関の設置と活動の指導に万全の体制で臨む準備を進めております。

日本行政書士会連合会の責任において、全国統一したADR機関の設置と活動に関する基本方針を示していただき、本会においては会員諸先生のご理解とご協力のもとでしっかりとADR並びに司法参入事業の推進を図りたいと考えております。

その他にも電子政府・電子地方自治体への対応や、市民に信頼される行政書士の倫理観の向上など課題山積の行政書士制度ではありますが、石川県行政書士会の会員諸先生の英知を賜り、ご理解とご協力をも頂戴しながら一所懸命努めて参りたいと存じます。

◆会長就任にあたってのご挨拶



ご挨拶

日本行政書士会連合会
会長 宮 内 一 三

平素は、本会の運営につきまして貴会並びに貴会会員の皆様方に格別なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度、積極的に取り組んで参りました事業の中で、特にADRについては、会員各位の強い期待が込められていたところでありましたが、代理人資格付与に関しては、主宰者等としての実績を見極めて再検討する扱いとなり、ADR基本法が施行されるまでの約2年の間に、実績を出すことが命題として突きつけられております。これまで紛争事案については、弁護士法第72条の制約がありましたが、今後は無報酬による取り組みを一丸となって進める施策を講じて参りますので、ご理解とご協力をお願いするものであります。

ADR機関の具体的な設置方法もさることながら、調停員の育成が早急な課題であります。平成17年度事業の柱として、この新たな分野を含めた研修制度の確立を図って参ります。特に実務で通用する研修は如何にあるべきかを視点にして実施いたします。これに伴い科目によっては長時間にわたるコースの設定も出てきますし、受講者への負担も大きくなりかねませんが、熱意のある会員への責務として実施して参る所存であります。

続きましては、昨年6月に成立した総合法律支援法の件です。今後、同法に基づく日本司法支援センターにより、全国の地方裁判所

の所在地に事務所が設置され、国民に対する法律サービスの提供が予定されています。現在、既に地方準備会による作業が始まっています。先頃来館された法務省の担当官より、趣旨説明とともに、隣接法律専門職種者としての協力要請を受けておりましたので、今後は各単位会とも連携を密にして取り組んで参ります。

また6月10日には、かねてより日本公証人連合会殿をとおして法務省へ要望しておりました電子公証システムで使用する電子証明書に、本会の電子証明書を認める旨の告示が官報に載りました。定款の認証件数は年間約9万件程ありますが、まだ電子定款の占める割合が極めて少ないとの報告を受けています。これを契機に国民へのサービスに努め、実績を上げることで商業登記の開放にもつながる重要な告示と受け止めています。

一方で、我々には、隣接法律専門職者として、より高い倫理規律が求められております。先般マスコミに取り上げられた職務上請求書の不正事件は、個人情報保護法の施行とも相俟って、厳しい対処を講じるよう所管省庁より指導を受けました。従来の職務上請求書の様式を統一し、連合会において印刷を行うとともに、より厳格な運用ルールを採用することと致しました。これらの措置に伴う対応を、各単位会の総会と重なる極めて多忙な時期に要請しましたが、まさにご奮闘してくださいました。お陰様で予定通りに進んでおりますことをご報告し、ご協力に心より感謝を申し上げます。一部の会員による不祥事のために、全会員に多大なご負担を強いることになりましたが、今一度、法令の遵守と行政書士の責務を十分ご認識くださるようお願いします。

このように今年度は、連合会と単位会とが一体となって、制度の充実に向けた役割を果たしていくことがこれまで以上に強く求められており、こうした努力がひいては国民から信頼され、身近な街の法律家としての地位確立につながるものと確信いたしております。

今年度は会員の皆様とともに行政書士制度をさらに強固なものとするため、全力でこれら諸課題に粉骨碎身取り組んでいくことをお誓い申し上げまして、会長就任2期目のご挨拶とさせていただきます。



祝辞

石川県知事
谷 本 正 憲

本日、石川県行政書士会の平成十七年度定時総会が開催されますことを心からお慶び申し上げます。

また、先程、長年にわたり行政書士業務に精励されたご功績により、栄えある会長表彰を受けられました皆様方には、心からお祝いを申し上げます。本日の表彰を機により一層のご活躍を期待しております。

さて、行政書士の皆様方は、県民の皆様方と行政をつなぐ懸け橋として、また県民の身近な相談相手として、欠くことのできない存在です。

近年、行政書士法の改正により、業務範囲の拡大や行政書士法人制度が創設され、行政書士の皆様方の活動基盤の強化が図られました。こうした中、県民と行政をつなぐ役割を担っていただく皆様方に寄せられる期待は、これまで以上に大きいものがあると思います。

行政書士の皆様方におかれましては、今後とも、職務の重要性と公共性を十分にご認識いただき、県政の発展にご支援をいただくことをお願い申し上げます。

最後に石川県行政書士会の今後益々のご発展と会員各位のご健勝とご多幸をご祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

◆副会長挨拶



副会長 宮川外茂次

今般皆様のお力添えにより三期目の副会長に選任され、総務部と業務指導部担当となりました。もとより浅学非才の身ですので、自己研鑽に励み、行政書士の社会的地位向上と職域確保拡大を目指す茅野会長を補佐する所存であります。皆様のご協力よろしくお願い致します。

さて、各位ご承知のとおり近年は次々と行政書士法改正が実現し私達の業務現場での改善が実現してきましたが、残念なことに昨年の「ADR基本法」成立に際し行政書士は他士業から一步遅れをとる結果となりました。また、不心得な行政書士（他単位会所属）の許されざる行為のため、職務上請求書の付与が危うくなってきており、「行政書士の職務上請求の社会的要請は終了しているのでは」とさえ言わわれはじめています。この様に行政書士を取り巻く客観的環境は急速に動いており、私たち行政書士会が取り組まなければならない問題が山積しています。

また、将来的には“土業というお墨付き”は無くなるとも言われていますが、当面少なくとも土業間の垣根は低くなることが予想され各士業とも“業界”を維持するため特段の努力がなされています。私たちも当然とは言え士業間の“業界”を弁えた業務に徹することが肝要だと思いますが、一方、垣根が低くなることで幅広い業務領域を持つ私ども行政書士の活躍範囲が広がるとも言え「依頼者や行政からの期待に応える資質と能力の確保」は行政書士に課せられた責務でもあります。

まず私達は、市民や依頼者から信頼され依頼したことや相談したことが間違いではなかったと喜んで頂き、市民にとって行政書士は良き相談相手だと評価される資質と能力を身につけようではありませんか。行政書士が市民の皆様や依頼者の期待に応え喜んでもらえる業務をすることで、「依頼者が行政書士制度を守り発展させることを願う」関係を築くことができると信じています。

地域に根を張った行政書士を目指し茅野会長とともに活発な事業を展開しようではありませんか。私は、皆様とともに会全体が一丸となって邁進できるよう微力ながら協力する所存です。

各位におかれましても「会と会費を自らの利益のために使う。」ことを心がけ活発な事業の展開にご協力頂きますようお願い致します。

一点突破全面展開か

副会長 浅井廣史



太陽の光がまぶしい季節になりました。この度は二期目の副会長にご推挙いただき光栄至極であります。一期目は書士会を取り巻くもろもろの情勢がいま一つ解らず（大きな意味ですよ）原理原則の正面攻撃を繰り返した感があります。ADR参入しかり、知的財産権、とりわけ著作権しかり。しかし現実の壁はこれ厚く、他士業の既得権益包囲網で如何ともしがたい。押したり引いたり、時にはからめ手からも攻めながら、我々の権益を守って行かなければならぬと気を引き締めることしきり。後で気が付く寝ションベンたれなんて事にならんようにせないかんね。

我々はいま何が出来て何が出来ないか、これを精査して、目標を定めて着実に実行するのみ。ADR参入に関しては、紛争解決行政書士バージョンの確立が急務。ためにわが石川県行政書士会はその一里塚となるべく挑戦者の精神で紛争処理機関を立ち上げ成功させるべし。幸い茅野会長をはじめ役員の方々は百戦錬磨の剛の者、前例のない大仕事であります必ずややってくれるものと信じています。もちろん私もその末席に在る者としてこの問題に尽力する覚悟ですので請うご期待。

◆副会長挨拶



副会長 太田 勉

能登3市部の会員の皆様方に推薦され二期目の副会長に就任致しました。広報部を担当し、行政書士会の発展に寄与すべき二期目を頑張ろうと思っております。

広報部は会報「いしかわ」の発刊、無料相談会開催等の新聞広告、テレビ、ラジオコマーシャルを通じて、行政書士の地位向上並びに行政書士制度のPRを行っており、またインターネット上のホームページにもPRを行っておりますが、本年からは会員の皆様と行政書士会との知識、情報をいち早く共有する為の手段としてホームページの利用充実を考えております。(この目的を達成するためにネックなのは、お金と知識と時間が必要なのが)。あらゆる情報がインターネット上で結ばれ処理されようとしている21世紀において、我が国でも電子政府、電子自治体の構築が急ピッチで進んでいます。各府省庁がホームページで提供している行政情報を、国民の皆様に有効に活用する為に案内、検索サービスを提供しており各自治体も同様となっております。これにより我々行政書士はインターネットを駆使し、最新の情報を顧客に対して情報の提供、充実を図ることが出来る事と思われます。

石川県行政書士会を電子化することによりさらに複雑化する業務に対しても早く会員の皆様にインターネット上で情報発信をし、的確に提供できるように(何年かかるのか分かりませんが?)なればと思いつつ、最後になりますが、パソコン、インターネット等の知識のある会員の方の御指導、御協力のお願いをし努力を重ねようと思う所存であります。

再度、副会長職の重任



副会長 倉本 守

前期に引き続いて、今回も副会長の要職を賜り、身の引き締まる思いであります。

経理部担当だけでも小生には充分な仕事量だと理解していたのに、監察部まで担当することとあいなりました。

関西で端を発した職務上請求書(統一請求用紙)の不正使用が問題視され、その影響があまりにも大きかった。そのため日行連では新様式への切り替えをし、それに伴う取扱いの厳重な見直しが実施されることとなった。

日行連の「職務上請求書の取扱いに関するガイドライン」には細かく、①1回の払い出しが2冊までとする。②購入申込を受ける際は「購入申込書」と「誓約書」のほかに使用済み職務上請求書の控え綴りの提出を求め、以下の事項を確認……とある。①については、何故2冊に限定するのか、理解に苦しむ。業務の種類によっては、頻繁に職務上請求書を必要とし、短期間に数冊を使用する会員もあれば5年、それ以上の期間を経てもわずか1冊がまだ何枚も残る、という会員もいる。

1回の払い出しが2冊なら安全であって、10冊なら不正使用が起きるという根拠はどこにあるのか、納得のいく説明がなされていない。②の確認事項とは、使用済み職務上請求書に記載事項が正確に記されているか、確認せよ、というものである。この確認を各都道府県単位会でやれ、それを担当するのは、監察部だということになっている。

職務上請求書を多く必要とする業務をされる会員の皆様にはとくにご不便、不都合をおかけすることになりますが、ご理解のほど、よろしくお願ひ致します。小生自身、今回の日行連の策が決してベストだとは、思はずむしろ賛同し難い部分が多くあります。しかし監察部としての職務を遂行していくかなければなりません。

会員の皆様にはご協力のほど重ねがさねお願いする次第です。

ことが起きると規制を強化することはやむを得ないかもしれません、それよりもっと大切なのは、われわれ行政書士が行政書士としての自覚とモラルをしっかりと弁え、行政手続きの円滑な実施に寄与し、国民の利便に資することではなかったのではなかろうか。今一度自らがこれを認識すべきであり、日行連もこの点に重点を置くべきであろう。

平成17年度 定時総会開催



去る5月20日（金）金沢市此花町6-10の金沢都ホテルにおいて、平成17年度定時総会が出席者188名（本人出席64名、委任状出席124名）で開催された。

上戸総務担当理事が司会者となり、式次第にしたがい茅野会長の挨拶が行われた。挨拶の中で、平成16年度の石川県行政書士会の各事業活動に関する実施状況につき詳細に亘る報告をなし、会員の活動協力への謝意を述べた。併せて日本行政書士会連合会等の活動状況に関する報告をし、平成17年度の事業活動計画の概要を説明したうえで、本総会における活発で有意義な討議を求め、開会の挨拶を終えた。

◎総会議長に近藤守会員（小松支部）副議長に村田憲泰会員（金沢支部）を選出

第1号議案 平成16年度事業報告

第2号議案 平成16年度決算報告

西田幹事（金沢支部）より監査報告が行われた。

両案は相互に関連するので一括審議とし、賛成多数により承認された。

第3号議案 平成17年度事業計画案

第4号議案 平成17年度予算案

両案は相互に関連するので一括審議とし、賛成多数により原案通り可決された。

第5号議案 会則の一部改正案

賛成多数により可決承認された。

第6号議案 役員・代議員の選任について

内田選挙管理委員会委員長より、選挙の告示期間中の立候補届出者は茅野勇平会員1名であり、その届出は適正適法であったので、茅野勇平会員の当選が決定したとの報告があり、役員選任規則第28条により茅野勇平会員の無競争当選が確定した。

会長以外の役員の選考の審議につき、茅野会長より名誉会長を置く事についての説明がされ、藤井國穂会員の推薦が提案された。

役員および名誉会長について、各支部から提出された推薦案および茅野会長の推薦のとおり賛成多数により可決承認された。

日本行政書士会連合会、日本行政書士会連合会中部地方協議会の各総会代議員の選任について、茅野会長に一任することを賛成多数により承認した。

◎式典

○会長式辞

○功績者会長表彰

◇受彰者◇

業務歴20年以上

宮崎良正、木島幸子、野坂ときこ
(以上金沢支部)

酒谷信嗣(加賀支部)

高橋眞鈴(七尾支部)

九内花子(輪島支部)

岡本俊英(珠洲支部)

役員歴通算6年以上

榊 喜弘(小松支部)

○祝辞

石川県知事 谷本正憲

(代読) 石川県総務部総務課課長 中池恭平

石川県司法書士会会长 皆川容徳

○その他来賓

・石川県総務部総務課課長 中池恭平

・北陸税理士会石川県支部連絡協議会

会長代理 玉井政利

・石川県司法書士会会长 皆川容徳

・石川県社会保険労務士会

会長 久乗政勝

・石川県土地家屋調査士会

会長 小林彦一

・金沢公証人合同役場公証人 東 巍

・愛知県行政書士会会长代理 田宮 章

・福井県行政書士会会长代理 中江 久

○祝電披露

日本行政書士連合会会长 宮内一三

外 10通

○式典終了

○懇親会



平成17年度日本行政書士会連合会定時総会及び 日本行政書士政治連盟第25回定期大会の報告

日本行政書士会連合会定時総会



倉本 守

日本行政書士会連合会の平成17年度の定時総会が、去る6月23日から6月24日の2日間、日本行政書士政治連盟の第25回定期大会が6月24日、いずれも東京渋谷のセルリアンタワー東急ホテルの地下2階「ポールルーム」で、開催された。

石川県日本行政書士会から、代議員として宮川副会長、倉本副会長、オブザーバーとして的場総務部長、丁子業務指導部長、勝尾副部長が出席。

同総会では、平成16年度事業報告、決算報告、平成17年度事業計画、予算、日本行政書士会連合会会則の一部改正の各議案が審議され、いずれも原案どおり可決承認された。また、役員の任期満了に伴って会長選挙が行なわれ宮内会長が再選された。

梅雨空の東京の曇天に聳える渋谷駅近くの40階の高楼、セルリアンタワー東急ホテルで6月23日午前10時より、平成17年度定時総会に先立ち、行政書士法制定55周年記念式典が挙行され、総務大事表彰、及び日本行政書士会連合会会長表彰の表彰式が行なわれ、麻生太郎総務大臣の祝辞が述べられた（今井 宏総務副大臣代読）。

定時総会は、宮内会長の「電子定款認証について」「ADR代理権獲得に向けて実績を積みたい」「職務上請求書運用ルールの厳格化」等の趣旨の会長の挨拶の後、議案審議に入った。今年度は行政書士のADR代理権獲得問題が論議的になり、80件に及ぶ質問が提出され、白熱した審議となった。

定時総会に引き続き開催された日本行政書士政治連盟の第25回定期大会においても、定時総会同様、ADR代理権獲得に向けて今後の執行部の対応を問う質問が焦点となった。

日本行政書士政治連盟の第25回定期大会において会長表彰が行なわれ、石川県行政書士会から茅野会長、宮川副会長が表彰された。

平成17年度 中地協定時総会 報告

浅井 廣史

去る6月11日（土）、岐阜県高山市の高山グリーンホテルにおいて、平成17年度日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会が開催された。

愛知、岐阜、三重、石川、富山、福井の中部6県から、55名（オブザーバー12名を含む）が出席した。

当会からは、中地協理事として茅野会長、代議員として浅井副会長、端井法規企画部長、オブザーバーとして的場総務部長、河越広報部長の5名が出席した。

総会では、下記の件について慎重審議され、原案どおり可決承認された。

- 第1号議案 平成16年度事業概要報告
- 第2号議案 平成16年度収支報告承認の件
- 第3号議案 平成17年度事業計画（案）承認の件
- 第4号議案 平成17年度予算（案）承認の件
- 第5号議案 任期満了に伴う役員選出の件

なお、第5号議案の役員の選出については、会長に三重会会长伊藤庄吉氏、副会长に福井会会长中江久氏、三重会副会长村田信康氏が選出された。

総会後に、事前に提出された意見書、要望書にそって意見交換会が行なわれた。法定業務研修の実施状況、住宅地図著作権料、ADR機関設置について各県の状況についての意見交換が行なわれた。法定業務研修やADR設置機関についてはこれからという県が多かった。特にADRについては石川会が中部6県のリーディングケースとの認識を得た。



パブリシティ 新聞報道されました！



「紛争処理機関、無料で」

県行政書士会 茅野会長が抱負

役員が二十七日、金沢市香林坊の中日新聞北陸本社をあいさつに訪れ、抱負を語った。茅野会長は、裁判以外での紛争解決促進を図るため、裁判外紛争解決(ADR)基本法が昨秋成立したのを受け、会内部に無料で紛争処理を受け付ける機関を置く方針を明らかにした。将来、行政書士が調停やあっせんができる

ADR法は〇〇七年四月に施行。機関設置は来月初旬の理事会で承認される見通しで、今秋からの運営開始を目指す。茅野会長は「たとえ相談を受け付け、法的な能力をもつていきたい。どの街にも行政書士はいるので、ぜひ皆様に利用してほしい」と話した。(飯田竜司)

とを確認した。
県内の行政書士ら六十五人が出席。再選された茅野平吉会長はあいさつで「司法制度改革の大波浪が押し寄せており、行政書士が紛争当事者の代理人になるには専門知識はもちろん、倫理や規律も求められ、一人ひとりの資質を高めていかなければならぬ」と呼び掛けた。
総会では本年度の事業計画を決め、市民の教説

平成17年5月21日掲載

「制度改革に対応」
〔行政書士会の茅野勇
平今良〕写真は二十七
日、再任のあいさつで北
國新聞社を訪れ、「司法
裁判外紛争解決（AD）
会員の資質向上にも努め
る。行政書士法の制定五
総務部長が同行した。

司法制度改革 対応に全力を 県行政書士会が総会

を図るADR実施機関の設立に向けた検討を進めるとした。無料相談会も引き続き開催し、業績やノウハウを積むとしている。

〔北國新聞〕平成17年5月28日掲載

【中日新聞】平成17年5月21日掲載

平成17年度

第3回理事会・支部長会合同会議開催

7月29日（金）午後1時30分より、地場産業振興センター本館第1会議室において、第3回理事会・支部長会の合同会議が開催され、構成員27名中24名が出席して、今年度の重点事業である「職務上の請求書の適正な取扱いについて」、「ADR設置計画」、「行政書士法制定55周年記念式典開催について」の3つの案件を軸に慎重かつ活発に審議が行われた。



なお、会議に先立って日行連、中地協、政治連盟の伝達表彰式が行われた。栄誉ある授賞者の方々は次のとおりです。

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| ◆日行連会長 表彰 | ◆中地協会長 表彰 |
| 藤井 健一（金沢支部）
浜田はつみ（輪島支部） | 佐野 照彦（金沢支部）
若本 伸一（小松支部） |
| ◆日政連会長 表彰 | |
| 宮川外茂次（金沢支部） | |

1.報告事項

- ①中地協定時総会報告（浅井副会長）
- ②日行連定時総会報告（倉本副会長）
- ③日行連理事会報告（茅野会長）
- ④その他
平成17年行政書士試験実施について
(宮川副会長)

2.審議事項

- ①各部・各委員会の事業計画等について

【総務部】

- ・行政書士法制定55周年記念式典及び記念講演＆シンポジウム開催について
- ・職務上請求書取扱いについて
- ・事務局就業規則制定について
- ・行政書士試験科目のパブリックコメントについて

【経理部】

- ・予算の適正執行に専念
- ・未納会費の解消についての検討

【法規・企画部】

- ・会員名簿の作成
- ・新法規集の作成・配布
- ・会則の再検討（総務部共管）

【広報部】

- ・行政書士制度強調月間の実施について
電話による無料相談、各支部に会場における行政無料相談会、市町村広報誌掲載依頼、新聞広告掲載、テレビコマーシャル、パブリシティ（無料記事の掲載、報道）、報道各社直接訪問による取材依頼、ラジオ無料番組に出演し、PR。

- ・会報いしかわの発行（年2回、8月と1月）
- ・メディアの利用による広報
ラジオコマーシャル（MROラジオ）
- ・新聞広告の掲載
- ・ADR設置計画に伴う無料相談会について
マスメディアをとおしてPRする
- ・全国広報担当者セミナーの報告

【業務指導部】

- ・著作権研修会 7月9日・10日実施について
- ・法定業務研修会（遺言・相続・遺産分割）
(8/20・27、9/10・17、10/29、11/26の計6日)
- ・定款の電子申請研修
- ・自動車ナンバープレートの出張封印について
(7/27、(社)石川県自動車整備振興会と打ち合わせ済)
- ・司法研修の協議開始（来年度実施予定）

【監察部】

- ・職務上請求書取扱いに関するガイドライン及びチェックシートについて
- ・6/28、第1回監察部会開催
- ・強調月間活動における行政書士制度のPR、各支部における官公署窓口でのポスター掲示、警告プレートの設置
- ・報道機関各社への訪問、PR（広報部共管）
- ・行政書士電話無料相談会、面談無料相談会の実施
- ・非行政書士行為における防止対策、調査、措置

【IT委員会】

- ・石川行政書士会ホームページ上の会員専用サイトの登録依頼について

組織任務分担表 (平成17・18年)

統括:会長 茅野勇平(金沢) 名誉会長 藤井國穂(金沢)

	総務部	経理部	法規・企画部	広報部	業務指導部	監察部
担当副会長	宮川外茂次(金沢)	倉本 守(金沢)	浅井 廣史(加賀)	太田 勉(七尾)	宮川外茂次(金沢)	倉本 守(金沢)
部 長	的場 晴次(金沢)	杉本 喜和(七尾)	端井 義之(七尾)	河越 俊雄(金沢)	丁子 泰征(金沢)	八木 史郎(輪島)
副部長	上戸 大介(金沢)	竹森 正紀(七尾)	中川 大(金沢)	山崎 豊(小松)	勝尾 太一(金沢)	寺田 隆(金沢)
部 員	袋井 勝(七尾)	宮下 知己(小松)	南出 俊行(加賀)	中川 大(金沢)	八木 史郎(輪島)	中巳出 崇(加賀)
	丁子 泰征(金沢)	波座 行一(輪島)	近藤 守(小松)	高桑 久雄(金沢)	的場 晴次(金沢)	高桑 久雄(金沢)
	村田 憲泰(金沢)	寺田 隆(金沢)	浦 正明(金沢)	竹森 正紀(金沢)	近藤 守(小松)	波座 行一(輪島)
	勝尾 太一(金沢)	袋井 勝(七尾)	山崎 豊(小松)	宮下 知己(小松)	南出 俊行(加賀)	浦 正明(金沢)
	中巳出 崇(加賀)	上戸 大介(金沢)	河越 俊雄(金沢)	下出 美鈴(金沢)	端井 義之(七尾)	村田 憲泰(金沢)
			永倉 幸司(金沢)	山本 洋子(金沢)	向井 隆郎(金沢)	杉本 喜和(七尾)
						濱田 隆弘(金沢)

●委員会

	行政書士試験対策委員会(常設)		苦情相談対策特別委員会	
委 員	藤井 國穂(金沢)	宮川外茂次(金沢)	浅井 廣史(加賀)	浦 正明(金沢)
	倉本 守(金沢)	前多 利彦(小松)	京念 昇(小松)	端井 義之(七尾)
	的場 晴次(金沢)	寺田 隆(金沢)	大田 晃(金沢)	的場 晴次(金沢)
	向井 隆郎(金沢)	濱田 隆弘(金沢)		
	情報対策(IT)特別委員会		裁判外紛争処理(ADR)機関設置特別委員会	
委員長	太田 勉(七尾)	副委員長 西山 忠(金沢)	宮川外茂次(金沢)	副委員長 的場 晴次(金沢)
委 員	的場 晴次(金沢)	中川 大(金沢)	前多 利彦(小松)	浅井 廣史(加賀)
	丁子 泰征(金沢)	谷口 憲弘(金沢)	榎 喜弘(小松)	藤井 國穂(七尾)
	勝尾 太一(金沢)	齋藤 芳輝(金沢)	西山 忠(金沢)	中巳出 崇(加賀)
	上岡 壮一(金沢)		中川 大(金沢)	八木 史郎(輪島)
			村田 憲泰(金沢)	浦 正明(金沢)
			勝尾 太一(金沢)	端井 義之(七尾)



平成17年度事業計画

総務部 的場 晴次

1. 平成17年度総会開催（平成17年5月20日（金））金沢都ホテル
2. 行政書士法制定55周年記念式典及び記念講演＆シンポジウム開催
平成17年11月12日（土） 金沢都ホテル
3. 職務上請求書取扱い
4. 事務局就業規則制定
5. 行政書士試験科目のパブリックコメント

経理部 杉本 喜和

1. (年6回) 経理部会を開催し、会の経常収支の適正化をはかる。
2. 会費の早期徴収をはかり、未納会員の解消に努める。（総務部と連携）

法規企画部 端井 義之

1. 会員名簿の作成配布
2. 新法規集の作成配布
3. 会則の再検討（総務部共管）

広報部 河越 俊雄

1. 行政書士制度強調月間の実施（平成17年10月1日から10月31日）
行政書士無料相談会及び行政書士制度強調月間をPR
(1)電話による無料相談「行政書士電話相談」の開設
平成17年10月1日（土）から10月3日（月）
(2)各支部5会場における「行政書士無料相談会」の実施
10月1日（土）金沢支部 ジャスコもりの里 小松支部 ジャスコ新小松店
10月2日（日）金沢支部 アルプラザ金沢 七尾支部 アルプラザ鹿島
輪島支部 ショッピングプラザ ファミイ
(3)市町村広報誌掲載依頼（広報誌担当者に文書を発送）
(4)北國新聞広告の掲載
10月1日（土）付全15段（1面広告）広告協力会員の氏名、電話番号を掲載
(5)中日新聞広告の掲載 10月1日（土）（半5段）掲載予定
(6)テレビコマーシャル （9月26日から10月3日予定）
テレビ金沢15秒スポット 石川テレビ15秒スポット
(7)パブリシティ（無料記事の掲載、報道）
報道関係各社を直接訪問し、取材依頼
石川県庁記者クラブの報道各社に取材依頼
新聞社、ラジオ局テレビ局各社を直接訪問し、取材依頼をする。
ラジオ無料番組に出演し、行政書士電話相談、街頭無料相談会をPR
2. 会報いしかわを発刊
年2回 8月と1月に発行

3. メディアの利用広報

- ・ラジオコマーシャル 1年間レギュラー広告 (MROラジオ20秒提供、週1回)
- ・新聞広告の掲載 (1月～2月頃予定)
行政書士業務内容等のPRのため会員有志の負担により北國新聞に広告掲載
- ・ADR設置計画とともに無料相談会 (月1回、金沢、小松、七尾) (案) を
マスメディアを通してPR (ADR委員会と連携)

業務指導部 丁子 泰征

1. 「著作権」研修会の開催 平成17年7月9日、10日実施

- ・10名受講、考查の結果、受講者全員、名簿搭載要件 (70点以上) 達成

2. 法定業務研修会の開催

- ・「遺言・相続・遺産分割」研修

研修内容 8/20 金沢大学大学院 横見由美子教授「家族法」について特別講義
8/27、9/10、9/17、10/29の4日 (全10回) はDVDを中心とした研修
11/26は、相続登記、相続税について、それぞれ専門家による解説。

3. 電子申請業務について (情報政策特別委員会と連動)

- ・定款の電子申請関係の研修 (17年度中に専門家を招いて実施予定)

4. その他の研修予定

- ・取次申請関係の研修 (専門家を招いて実施予定)

- ・その他の研修については、必要に応じて随時開催の予定

5. 自動車ナンバープレート出張封印の実施のための打ち合せ

6. 司法研修について

- ・来年度実施を目指し、今秋より金沢大学との具体的取り組みについて協議開始予定

監査部 八木 史郎

1. 職務上請求書取扱いに関するガイドライン

- ・使用済み職務上請求書不正使用再発防止のためのチェック

2. 強調月間

- ・10月の行政書士制度強調月間を通じ、行政書士制度の一層のPRに努める

(1)官公署窓口でのポスターの掲示、警告プレートの設置 (各支部)

(2)報道機関各社への訪問、PR (広報部合同)

(3)行政書士電話無料相談会 (本会) 及び面談無料相談会 (支部) の実施

3. 非行政書士行為

(1)防止対策 ①県並びに事業団体に

②行政書士証票の携帯推進

(2)調査措置 ①非行政書士の事例報告 (会員)

②申請窓口での調査 (行政)

③対象者への注意、警告 (無資格者)

各部長挨拶



総務部の窓から

総務部長 的場 晴次

正に多忙な2年間の総務部長の任期を終えて自分の業務に専念できると思いきや、茅野会長の3選に伴い当然の如くのように再度総務部長職を命じられ、再び多忙な日々に追われています。

さて、昨年はADR基本法が成立致しましたが、我々行政書士が代理人として参加するための行政書士法の改正は残念ながら見送られました。ADR基本法の狙いは費用と時間のかかる現在の裁判から、民事上の紛争は当事者双方の合意により、短時間で安い費用で裁判外で紛争を処理するためのものです。

現在、悪徳業者による欠陥住宅の問題及び建設業の許可を得ないで住宅を改悪する悪徳業者の横行が社会問題となっています。建設業法に携わる行政書士として、このような悪徳業者を排除するための建設業法の改正を国に働きかける政策立案能力、悪徳業者に引っ掛けた市民を救済するボランティア活動が行政書士に求められています。

法律は国民全てに平等に施行されていますが、必ずしも老人や障害者のような社会的弱者を救済するものではありません。

欠陥住宅問題は正にADRに馴染む問題であり、社会的弱者救済のためにも行政書士の活躍が期待されています。

市民から期待される行政書士を目指して総務部の力を結集したいと思います。

経理部長就任のご挨拶

経理部長 杉本 喜和

この度、経理部長を仰せつかりました七尾支部の杉本喜和です。

はなはだ微力ではございますが、この大任をお受けいたしましたうえは、一意専心、部会の円滑な運営に努めて参ります。加えて、経常収支の適正化を図り、会費の早期徴収納入に通じ、行政書士会活動の更なる発展に寄与する所存でございます。

経理という仕事は、ややもすると保守的で変化を嫌うところがあります。しかし、少しでも会務運営にプラスとなり、会員諸先生のメリットとなるなら、改革も臆するべきではありません。小泉総理の就任挨拶で引用されたダーウィンの進化論「この世に生き残る物は、最も強い者か。そうでもない。最も頭のいい者か。そうでもない。それは変化に対応出来る生き物だ。」は、まさに今日にぴったり当てはまります。

裏方として大変重要なポジションだと思いますので、何とぞ、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



法規・企画部長 端井 義之

このたび前期に引き続き法規・企画部長に就任いたしました。もとより微力ではありますが、担当副会長、副部長、部員の諸先生方のご支援をいただいて精一杯努力を致したいと決意を新たにしております。なにとぞ今後とも会員各位の一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、行政書士は、権利義務に関する書類の作成ができる規定があることにより、業務の窓口が非常に広くなっています。この規定が、実は強大なる規定であり、この業務をすることができる自由業は、行政書士と弁護士しか存在しないのです。弁護士不在の地域では、行政書士は、地域住民からどんなことでも相談される運命にあります。許認可業務しかやらないからという理由であらゆる相談に乗れないのでは眞の意味での“街の法律家”ではありません。だから、これから行政書士は、田舎でも都会でも、法律をよく研究して地域社会で住民から信頼され、よき相談相手として、どんな相談にも法的助言ができるよう研鑽を積まなければならないと思っております。

広報部長2期目の就任にあたって

広報部長 河越 俊雄



前期に引き続き広報部長に就任することになりました。過去2年間、皆様のご協力により大きな成果をあげることができました。心よりお礼申しあげます。特に昨年の行政書士無料相談会では、東京会、兵庫会に続き3番目の相談件数でした。今後とも皆様のお力添え、よろしくお願ひします。

さて、去る7月8日に日行連・全国広報担当者会議に出席しました。そこで、広報セミナーとして、「広報活動における危機管理の重要性」という題で講演がありました。企業が不祥事を起こしたときのマスコミへの対応の仕方、マスコミはどういった目で取材するのか、緊急記者会見のときの注意点など興味深く聞くことができました。マスコミは、普段取材していただく記者と不祥事のあった時の記者とは全く別と考え、マスコミへの対応を誤ると企業にとって致命傷になることは、ワイドショーをみれば、納得のことと思われます。一見、行政書士にとって関係のないことのように思えますが、現に他の単位会では、職務上請求書の不正使用の件について新聞社の取材があったそうです。他人事ではなく、一人一人が行政書士として自覚を持ち、マスコミにこういった取材を受けずに、マスコミと友好的な関係を保つ事も「街の法律家、行政書士」の信用を高めることになるのではと思います。

学ぶということ

業務指導部長 丁子 泰征



業務指導部長の丁子泰征と申します。

もとより浅学非才の身、これはもっと勉強しろとの啓示と理解し、研修会のお世話をさせて頂きながら、これを機会に自ら懸命に学んでいく覚悟です。

古人曰く、「坐井而觀天、日天小者、非井天小也（井に坐して天を觀、天は小なりと曰ふ者は、天の小なるには非ざるなり）。（文章規範、卷之四）」。井の中の蛙、大海を知らず、見解、視野の狭さを脱却する主要な手段は、広く謙虚に学ぶこと。ところが書物だけで学んで、知識だけは豊富になっても、いわゆる俗に言う「専門バカ」になり、蛸壺状態、視野狭窄に陥ってしまいます。同じ書物を読み、同じ話を聞き、同じものを觀ても、人の持つ感度によって受け取る情報の量、質は大きく異なるでしょう。知っているということと、わかっているということは違う、「本当は何もわかっていないのにわかっていると思い込んで言うあたりが怖いところです。（バカの壁、養老孟司）」。私自身の戒めです。私ども実務家の研修は、研修自体が目的化しないよう「街の法律家」を目指し、市民の中に身をおく行政書士として、しっかりと実務にスタンスを取った研修会にしたいと考えています。

ご指導とご協力を、よろしく御願いいたします。

部長に就任して

監察部長 八木 史郎



このたび、監察部長に就任致しました、今後どのようにこの職務を全う出来るか甚だ不安ですが、先輩諸兄のご指導ご支援をいただきながら職務を全うすべく一層の努力を致します。よろしくお願ひ申し上げます。

行政書士業務は非常に多岐にわたるものであり、各士業間における法改正等による新たな諸問題が今後生じてまいるものと思われます。

これらの問題をしっかりと見定めていかねばなりませんが、その責任の重さを感じます。

各部門との連携をしっかりと取りながら強力に職務を遂行すべくご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

金沢支部特集

知っていると出来る は雲泥の差



金沢支部 寺田 隆

去る、平成17年5月7日の石川県行政書士会金沢支部総会に於きました。15・16年度では実行できなかったことを、17・18年度に形を残したいと考えております。金沢支部会員皆様方の益々のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年頃からだと思いますが、金沢支部の新入会員が、自発的に毎週勉強会を行なっています。私が開業した頃、7名程の人数で「平成の会」という勉強会が出来ました。建設業を中心に多くのことを学ばせていただきました。初めての業務で不安ばかりで全然進まない状態になつとき、相談したり実例を聞いたりできる仲間が出来たということが、大いに心強かった覚えがあります。

勉強会そのものより、むしろそのような仲間がいるということが励みになった気がします。私としては、新たに出来た勉強会が、私にとって平成の会となってほしいと願っています。みなさま方も、業務に不安があるような場合、勉強会に参加されることをお薦めします。

私は、最近よく思い出す言葉があります。「知らないより知っている方がよい。しかし、その差は本を読んだか読まないか程度の差でしかない。知っているということと出来るということとは、雲泥の差がある」といった言葉です。知ることに四苦八苦している私には、大局的に見たその言葉が理解できませんでした。

受験者の時は合格までが大変長い道のりだったと思います。そして、合格した事によってまるで最終地点にたどり着いたような気持ちになるかもしれません、大局的にみた場合その差はほんの僅かで、その後完璧な業務遂行ができる生活に不安のない収入を得るまでになる道のりが、本当に長く険しいと思います。

学ぶことに終わりはありません。また、学ぶべきものは本だけではありません。自分を取り巻くものすべてに意味があり、すべてから学ぶべきものがあります。

大いに学んで、顧客に満足を与え、共に成長し

ていくことが、行政書士事務所経営の安定と未来につながると信じています。

【平成17・18年度 金沢支部役員】

支部長	寺田 隆		
副支部長	上戸 大介		
総務部	部長 中川 大	副部長 山本 洋子	副部長 下出 美鈴
法務部	部長 永倉 幸司	副部長 的場 晴次	
広報部	部長 谷口 憲弘	副部長 徳田 郁夫	副部長 上田 耕藏
		副部長 茅野 智勇	
企画部	部長 西山 忠	副部長 斎藤 芳輝	副部長 向井 隆郎
		副部長 濱田 隆弘	
業務指導部	部長 上岡 壮一	副部長 丁子 泰征	副部長 勝尾 太一

平成17年度金沢支部 活動報告及び事業予定

1.会議の開催

- 4月2日（土）第1回役員会 総会他
5月7日（日）平成17年度定時総会
6月18日（土）第2回役員会 任務分担、事業計画
7月2日（土）第1回部長会 強調月間、無料相談会（金沢地区）、その他

2.研修会の開催

- 8月6日（土）第1回研修会 建設業許可、有限公司設立、自動車登録について

3.強調月間の関係

- 6月中旬 無料相談会会場設置願い
8月上旬 金沢市内公民館へちらし配布依頼
9月中旬 官公庁へPRポスター及び警告プレート設置依頼
10月1日（土） 行政書士無料相談会開催 ジャスコ社の里店
10月2日（日） 行政書士無料相談会開催 アルプラザ金沢店

4.白山市無料相談会

- 4月14日（木）上戸・山田会員
5月12日（木）中川・濱田会員
6月9日（木）永倉、丁子会員
7月14日（木）上田、茅野智勇会員
8月11日（木）斎藤、勝尾会員
9月8日（木）谷口、上岡会員
10月13日（木）西山、向井会員
11月10日（木）下出・山本、濱田会員
12月8日（木）中川、山口会員

金沢支部事務所紹介

谷口 憲弘

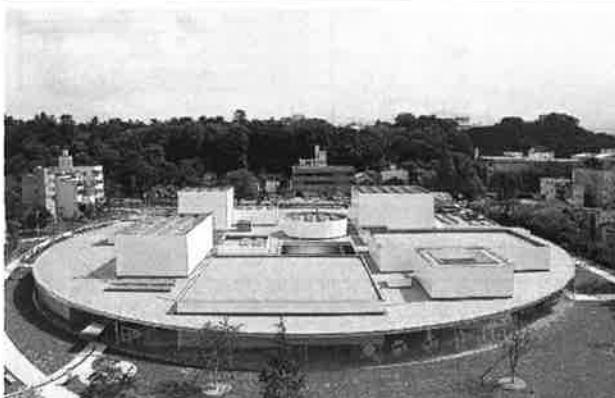
谷口行政書士事務所

事務所：金沢市小立野2丁目2番10号

暑い日が続いております。皆さん頑張っておられますでしょうね。私の仕事場は写真の通り、雑然とした空間です。家族都合による転居を機に電腦化をと思いましたが中途半端なままに終わっているからでしょう。登録開業後、年数だけは積み重なり、機器は揃いましたが、実績と危機意識はまだまだ不足しています。ですから知らないこと分からぬことがまだまだ多く、これまで同様、諸先輩のご指導・ご援助無しには私の仕事は完遂しません。情けないことですが、有り難いこともあります。なにより、私からお返しできることが何もないのが心残りです。お返しできる日を、今暫くお待ちください。



金沢21世紀美術館



美術館の目指すもの

- 世界の「現在（いま）」とともに生きる美術館
- まちに生き、市民とつくる、参画交流型の美術館
- 地域の伝統を未来につなげ、世界に開く美術館
- 子どもたちとともに、成長する美術館

建築

『まちに開かれた公園のような美術館』

金沢21世紀美術館は、金沢市の中心部に位置しています。誰もがいつでも立ち寄ることができ、様々な出会いや体験が可能となる、公園のような美術館を目指しています。このため、建物は裏と表のないガラスのアートサークルが採用され、トップライトや光庭など明るさや開放感にも配慮しています。また、夜間の開館や魅力的なショップ、レストランの展開など利用者の多様なニーズに対応、「気軽さ」「楽しさ」「使いやすさ」がキーワードの今までにない美術館です。



〒920-8509

石川県金沢市広坂1丁目2番1号

Phone : 076-220-2802

Faximile : 076-220-2802

<http://www.kanazawa21.jp>

info@kanazawa21.jp

支部だより

七尾支部



平成17年度 七尾支部 定時総会

支部長 端井 義之

平成17年度七尾支部定時総会は、平成17年5月8日七尾市ホテルのと楽に於いて、委任状を含め31名参加で開催されました。来賓として本会よりご出席いただいた茅野勇平会長から祝辞を頂戴した。

議事においては、先ず平成16年度事業報告・決算報告がなされ、袋井勝監事による監査報告があった後、原案どおり全会一致で承認可決された。その後、中谷政子、高村大與両新入会員の自己紹介があった。次に、平成17年度事業計画及び予算案の提案説明がなされ、それぞれ原案どおり及び予算案の提案説明がなされ、それぞれ原案どおり満場の拍手で承認可決された。

次いで、支部役員の改選と本会役員候補の選任について審議がされ、下記のとおり新役員が選出され総会を終了した。

総会終了後、引き続き業務研修会が開催され、「相続の実務について」を研修テーマとし、講師の

司法書士長部教孝先生が作成された58頁にも亘る研修資料により戸籍の見方、遺産分割協議書等相続証明書の



作成について講義して頂きました。行政書士として、これから実務に役立つ大変有意義な研修会であったと思っております。

その後、一泊の懇親会が開催され、二次会にも足を運び大いに盛り上がり会員相互の親睦を一層深めることができた。

平成17・18年度

◆七尾支部役員

支部長	端井 義之
副支部長	浦辺 昭
代表幹事	高位 孝一
会計幹事	新保 康彦
幹事	塙田 義一
幹事	表 三通子
幹事	中谷 政子
監事	垣内 典穂
監事	小林 光臣

◆支部選出本会役員

副会長	太田 勉
理事	杉本 喜和
理事	袋井 勝
理事	端井 義之

◆支部選出本会委員

綱紀委員	加藤 良一
------	-------

験から得た、マニュアルには載っていない貴重なお話を聞くことができ、大変参考になりました。

また研修会終了後、同公園内で事務所職員、家族などの参加を得、バーベキュー大会を行いました。ご夫婦、補助者、お子さん、友人等を交え、楽しい一時を過ごしました。なお、参考までに研修会参加9名、バーベキュー参加21名でした。

今後の支部活動につきましては、10月の強調月間の無料相談会に向けての準備をすすめているところです。

尚今年度支部長以外の支部役員は次の方々です。

副支部長	土田 準	幹事	西田 岳生
幹事	北村 國博	幹事	安田友紀子
監事	若本 伸一		

小松支部



支部長 横 喜弘

今年度、はからずも小松支部長に就任致しました。このうような大役、私にはいささか重荷のようですが、精一杯頑張る所存です。浅学非才ではありますが、この後も皆様のご指導のほど宜しくお願ひ申し上げます。

さて小松支部の状況ですが、平成17年度小松支部定時総会を5月6日小松市公会堂にて開催致しました。各議案等はすみやかに審議され、異議なく可決承認されました。そのあと茅野会長隣席のもと、「ミュー・レ・ミュー」にて懇親会を行いフランス料理を堪能し、支部総会を滞りなく終了致しました。

その他支部活動ですが、7月30日(土)研修会を開催しました。小松木場潟公園内研修室にて『建設業許可と経審の実務ポイント』と題して、当支部京念昇氏に講師をお願いし、京念氏のこれまでの経



加賀支部



支部長 中巳出 崇

本年度加賀支部長に就任させて頂きました、中巳出崇です。

現在当加賀支部では、総会員20名の支部であります。現在支部を支えるべき年代の多くが兼業者であり、若手不足はどの資格業界でも深刻な問題ですので、それらの兼業者は他会の活動に多くの労力を消費し、行政書士会員としての活動が非常に困難な状況になっております。このような状況を何らかの形で改善しないと、地方においては活動可能な会員がいなくななり、行政書士会としての活動は機能不全となっていくと考えられます。

また、事件件数も相当減少していることは疑いの余地がなく、行政書士としてのモチベーションの維持も非常に重要な課題であります。事実、加賀支部ではここ数年、研修会、勉強会などは行っておらず、無料法律相談と支部総会のみ開催している状況であり、本年度は総会において、現状の

ままなら、毎年10月に行っている無料法律相談会をやめたいという方向での決議もなされています。

今後は、支部の実情に応じて、ある程度の規模の事業を行う場合には、小松支部や金沢支部から会員を派遣してもらうことも視野に入れて頂かないと地域によっては事業運営が困難になっていくと思われます。

地方において、高齢化と行政書士単独での活動を停止し、石川県全体という大きな組織体として活動しなくては機能しない時期に来ているのではないかとすら思います。今後5年、10年先を見据え、なお行政書士会としての活動を維持するのであれば、自ら、地方における会員減少に見合った組織形態を新たに模索する必要があるはずです。

加賀支部長として就任早々非常に後ろ向きの提言となってしまったことは申し訳なく思っておりますが、これも行政書士会の今後を真剣に憂いてのことですので、ご容赦頂きたいと思う次第であります。加賀支部長の任期は2年ということになっておりますので、今後2年間皆様よろしくおつき合い頂きますようお願い申し上げます。

輪島支部



支部長 八木 史郎

平成17年4月23日（土）ねぶた温泉「能登の庄」において会員13名が参加して開催（他に委任状5名）され支部最後の総会となりました。

審議は平成16年度の事業報告・決算報告がなされ、谷内監事による監査報告がなされた後原案どおり全会一致で承認可決されました。引き続き輪島、珠洲合併による総会が3時より同場所で会員18名が参加して開催（他に委任状7名）され初回の総会となりました。本会より、倉本 守副会長のご出席をいただきご祝辞を頂戴しました。遠路ほんとうにありがとうございました。

審議 支部規則改正、平成17年度事業計画、平成17年度収支予算案、支部役員、本会役員立候補者選任について

審議され下記のとおり新役員が選出され総会終了した。総会終了後引き続き業務研修会が開催され「最近の法律事情について」を研修テーマとして弁護士「平良 卓也」先生のご講和を拝聴しました。今後各士業等の新たな法改正が行われ行政書士業務にも一段ときびしい状況下にあることを再確認し実り多い研修でありました。その後、一泊の懇親会が開催され、大いに盛り上がり会員相互の親睦を一層深めることができました。

平成17・18年度

〈輪島支部役員〉

役 職	氏 名	地区	役 職	氏 名	地区
支 部 長	八木 史郎		幹 事	皆森 俊一	能登
副支部長	根畠 真一		幹 事	大島 茂	穴水
幹 事	坂下 春夫	輪島	幹 事	館 滋	門前
幹 事	濱田 博司	珠洲	監 事	谷内 広	

〈支部選出本会役員〉

役 職	氏 名	地区	備考
副 会 長	太田 勉	七尾	輪島、七尾から1名
監 事	大森千歌子	輪島	輪島、七尾から1名
理 事	八木 史郎	輪島	
理 事	波座 行一	輪島	

〈支部選出本会委員〉

役 職	氏 名	地区	備考
綱紀委員	宮下 重秋	輪島	
選挙管理委員	松下 忠雄	輪島	



▲能登空港くるまざ談義

（能登の活性化について）湯川れいこさんをお迎えして



▲平成17年7月7日2周年目の能登空港

▲茅葺庵 三井の里（旧福島家）登空港2周年記念事業、能登空港くるまざ談義が行われた。今後、市の観光施設として大いに期待される

業務研修会のご案内

業務指導部 丁子泰征

平成17年度石川県行政書士会の理事会でご審議頂きました業務指導部事業計画具体的方針に基づき今年度の研修会は、先般の7月9日、10日に開催の「著作権研修」に引き続き、民法の「遺言・相続・遺産分割」の法定業務研修を日行連製作のDVD教材を中心に、下記スケジュールで実施の計画です。少し長丁場の研修となります。「遺言・相続」は毎年10月に行われる行政書士制度強調月間での無料相談会で最も多く寄せられる相談案件です。(平成16年度受付件数142件)。そのほか今年度は、申請取次ぎ関係、定款の電子認証関係の研修を計画し、それぞれ専門家の先生をお招きする予定です。

〈「遺言・相続・遺産分割」研修スケジュール〉

1. 日時(いずれも時間は午後1時30分~午後5時)、日程及びテーマ

- 第一回 8月20日(土)
民法(「家族法について」)
- 第二回 8月27日(土)
DVD研修
・「遺言に関する相談への対応」、「遺言書の作成」、「遺贈」、「遺留分とは」、「遺言の撤回」、「相続の開始」、「相続人」)
- 第三回 9月10日(土)
①DVD研修
・「相続人の中に未成年者、意思無能力者、行方不明者が存在する場合の取扱い」、「相続の放棄と限定承認」、「相続人不存在」、「指定相続分」、「法定相続分」)
- ②DVD研修関連の事前質問の解説
- 第四回 9月17日(土)
DVD研修
・「相続分の修正」、「相続分の譲渡」、「相続の対象となる財産」、「相続開始から遺産分割までの間」、「遺産分割の意義」、「遺言による遺産分割方法の指定」、「協議分割」、「遺産分割の効力」)
- 第五回 10月29日(土)
①DVD研修
・「遺留分額の算定の基礎となる財産」、「遺留分減殺請求書の行使」、「遺言の執行」、「遺言執行者」、「相続税の基礎知識」、「民法とその他の法律の違いについて」)
- ②DVD研修関連の事前質問の解説
- 第六回 11月26日(土)
①相続登記について
②相続税について

2. 講師

- 第一回 金沢大学大学院法務研究科 横見由美子教授
- 第二回～第五回 DVD研修講師
東京都行政書士会会員 伊藤令子行政書士
- 第三回② 当会会員
- 第五回② 当会会員
- 第六回① 司法書士の先生
② 税理士の先生

3. 会場

- 第四回 → 地場産業センター新館5階第12研修室
- 第一回～第三回、第五回、第六回
→ 地場産業センター新館4階第10研修室



全国女性行政書士交流会に 参加して

「女性の元気が世界を変える!」

輪島支部 大森 千歌子



平成17年7月9日（土）10日（日）の2日間にわたり、全国女性行政書士交流会が神戸市のグランドホテル六甲スカイヴィラで開催され、83名が集いました。石川会からは、大星会員と大森の2名が参加いたしました。

世話人代表、兵庫会の前田千恵子さんの歓迎の挨拶、兵庫県行政書士会会长さん他来賓の女性行政書士交流会開催へ盛会を祝すとの挨拶をいただきました。

講演は、白井文尼崎市長の「女性としての生き方」と題し、全国で一番若い、女性市長で、市会議員を2期、その後、新入社員の訓練、指導をするインストラクターをつとめた後市長選に立候補し当選され、平成14年12月12日市長に就任されたとのことです。

市長に就任してからは、タウンミーティング車座集会等で、尼崎市民との対話で市の財政状況等を市民に理解してもらうとともに、市政に対する意見を聞くことを行った。その後は、市職員との対話をすすめ、市民の声と市職員の意見を共有することが大切ということで実行しているとのことでした。

市長に就任した当初は、女性で大丈夫ですか、そんな若さで大丈夫ですか等言われたが、全日空に勤務した頃に学んだ事を思い出しながら、人材の育成と苦しい財政の立て直しに努力しているとのことでした。一例をあげると、市の施設を以前は無料で使用していたが、有料にするなど、市財政の立て直しに取り組みを進めているが、このようなことに対して市民から不平は出でていないということで、市民や市職員に信頼されている証だと大へん若々しい・潑剌とした敏腕家の女性市長にパワーをもらい、感動して聞きました。

市長の好きな言葉は（いつでも、どんなときでもやれることはある）だそうです。

グループ討議では、業務開拓、仕事と家庭の両立、IT化への対応について等話しあいました。その後、グループ別に話しあった結果のまとめを発表しました。

“お客様を大切に、仕事も家庭も大切に、楽しく仕事をしていきましょう”と和やかな雰囲気の中で仲間同志が意見を出しあうことにより、仕事の進め方や、業務拡大への取り組み等、学ぶことの多い交流会は大へん有意義でした。

平成18年度は、山梨県で開催されます。多数参加していただきたいと思っております。



平成17年度 女性行政書士交流会石川会定時総会開催



女性行政書士交流会石川会会长 大森 千歌子

平成17年度女性行政書士交流会石川会定時総会を平成17年7月23日（土）午前11時より能登食祭市場会議室において開催いたしました。

来賓に石川県行政書士会太田勉副会長をお迎えし、女性行政書士交流会への励ましの言葉と、行政書士の現在の情勢などを聞かせていただき、行政書士会の執行部の方々が、よりよい会の運営に努力されている事を改めて認識し、今後は今まで以上に会の事業には参加していかなければならぬないと感じました。

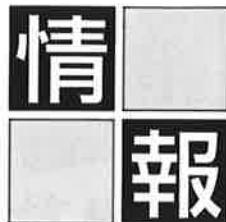
議案の審議事項は、次のとおりです。

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 平成16年度事業報告並びに承認について |
| 第2号議案 | 平成16年度決算報告並びに承認について |
| 第3号議案 | 平成17年度事業計画案提案並びに承認について |
| 第4号議案 | 平成17年度予算案提案並びに承認について |
| 第5号議案 | その他
(女性行政書士交流会石川会へ未加入の会員に入会をお願いしたい。
※年会費2千円で入会となりますので、ぜひ加入していただきたいという事をすすめましょうとの話合いがされました。) |

以上、審議の結果、いずれも承認されました。

平成17年度事業計画に基づいて、会員相互の親睦と資質向上をはかり、出来るだけ多く研修会など実施して行きたいと思っておりますので、会員の皆様のご協力と、ご指導、ご意見等お願いいたし、定時総会の報告とします。

第5号議案での皆さんのお意見について、女性行政書士の方のご理解で、女性行政書士交流会石川会へのご加入下さいるように、お願ひいたします。



石川県行政書士会会員情報の開示 と保護に関する規則

平成17年4月9日理事会制定

(目的)

第1条 この規則は、石川県行政書士会（以下「本会」という。）の会員に関する情報の有用性に配慮しつつ、その適正な運用を図り、もって会員の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 「会員」とは、本会会則第5条の2各号に定められた者をいう。

- 2 「会員に関する情報（会員情報）」とは、本会が保有する、会員の氏名、住所事務所所在地、連絡先及びその他の事項が記録されたもの（電磁的な記録物を含む。）であって、会員を特定することができるものをいう。
- 3 「役職員」とは本会会則第15条、第36条の第31項及び「石川県行政書士会旅費規則」定められた者をいう。
- 4 この規則にいう「本会名簿」とは、会員に関する基本的な情報が記録された文書であって、会員及び官公署等の利便に資するために、公開されることを前提に作成されたものをいう。

(情報の公開)

第3条 本会は、会員名簿に記載されている会員情報については、公開することができるものとする。

2 会員名簿に記載されている事項以外の会員情報は、原則として非公開とする。

(開示の請求)

第4条 原則として非公開とされた会員情報の開示を請求する者は、会員情報開示請求書（別記様式第1号）により、請求の範囲及び使用目的を明らかにして請求しなければならない。

(開示の審査)

第5条 会長は、前条の請求がなされたときは、開示の可否、開示の範囲について総務部に審査させ、開示の請求がなされたときから14日以内に通知しなければならない。

(開示の方法)

第6条 会員情報の開示は、次のいずれかの方法によらなければならない。ただし、写しの交付についての作成、送付に要する費用は請求者が負担しなければならない。

- (1) 閲覧
- (2) 写しの交付

2 閲覧する場所は事務局とし、閲覧には役職員が立ち会うものとする。

(開示の制限)

第7条 次の各号における会員情報は、開示することができないものとする。

- (1) 個人に関する情報であって、個人が特定され得るものうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの
 - (2) 開示することにより、個人の生命、身体、財産等の保護の維持に支障が生じると認められる情報
- 2 前各号の規定にかかわらず、行政書士法、本会会則及び同規則等に違反しているもののとして、処分された会員に関する情報のうち、処分の内容に関する情報は開示することができるものとする。

(役職員の責務)

第8条 本会の役職員又は役職員であった者は、その職務に関して知り得た会員情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(適用除外)

第9条 本会の会務を遂行するうえで、必要な範囲内における会員情報の利用（会員情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部を本会以外のものに委託するときを含む。）は、この規則の適用除外とする。ただし、会員情報の漏えい、き損及び滅失の防止等のために適切な管理をしなければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めない事項及びこの規則の改廃については、理事会において議決する。

附則

(施行期日)

この規則は、平成17年4月9日から施行する。

第1回裁判外紛争処理機関設置特別委員会

7月1日午後1時半より、本会会議室において標記委員会（略称：ADR特別委員会）が開催され、茅野会長及び委員14名が出席して行われました。

まず、委員長及び副委員長の選任が行われ、宮川外茂次委員長、的場晴次副委員長が選出されました。続いて、平成17年度の事業計画について議論が交わされました。ADR機関の設置については先の日行連総会でも質問が殺到しましたが、各単位会が納得できる回答があったとは言えませんでした。特に、行政書士会でADR機関を設置することの法的根拠や今後、法務大臣の認証を得るための実績作り、また弁護士会との協力・連携に関しては、次回の日行連理事会にて質問するということになりました。

また、ADR機関の設置と平行して、無料相談会の拡充について議論が交わされました。これまでの強調月間の無料相談会を拡大し、各地域（金沢市、白山市、小松市、七尾市）において毎月無料相談会を実施するというものです。各支部において検討し、実施していくことになりました。

（記 中川 大）

隨筆

会員のコーナー

信用が一番

金沢支部 森 忠幸

行政書士のかたわら、昔取った杵柄で京都の小さな新聞社と契約、編集長を受託している。編集長と言えば聞こえはいいが、4年経った今でも、実際は各地を飛び回っているペイペイの記者にしか過ぎない。

ヨーガ・仏教・インド医学・健康の垣根を取り払い、混沌とした現代の世相に鋭くメスを入れる、という諷刺的文句の新聞で、取材相手は仏教学者・医学者・行者など世界的に著名な先生方だ。いわゆる「いい話」を聞くのが仕事である。

この仕事、取材相手から信用されなくては会ってもらえない。行政書士は「国家試験合格」があるからまだ信用されやすいが、専門紙の記者はそうはいかない。信用されるには、「我」を捨てて話を聞き、相手の良いところを引き出し、それをいい記事に仕立てる以外にない。話を引きだすには相手に応じた知識が必要で、それには会う先生の著書を2、3冊読んでいくのがコツだ。

取材先へ向かう電車に揺られながら、「決められたとおりに仕事をこなせば信用がついてくる行政書士はいいなあ」とつくづく思うときがある。

「頭は使う為にあるんじゃない、下げる為にあるのだ。」

金沢支部 今村 修

最近読んだ本の中で特に印象に残っているのが冒頭の言葉です。

他人にお願い事をするのは難しいものだ、そしてお願いしたことを理解・納得戴き、積極的に協力戴ける結果を得るのは更に難しいものだ、とつくづく思う今日この頃です。というのは、今の仕事は本気で他人に物事をお願いする機会が少なく、どちらかと言うと頭を下げなくても何とか日々が過ごせる仕事らしい。ということもあって、私自身として本気で心からお願いします、との気持ちで他人

に頭を下げる機会が余りなかった、心が足りなかったような気がします。極端な表現をすると、挨拶する時にも他人が頭を下げて下さるのでに対して調子を合わせて頭を下ろしているだけではと言われても反論できない状態もあった、そんな気がするのです。

しかし、一般のビジネスの世界は違います。他人に動いてもらわなければ自分の仕事が一步も前進しないことばかり（ほとんど）ですので、ビジネスマンは普段から「お願いします」と心から本気で下げる機会が多い。そして頭を下げるのが上手な人、頭を下げるその姿が好印象を与える人はビジネスの世界において成功確立が高いが、頭を下げるとしても儀礼的な人とか一旦下げたその頭を上げる瞬間には体が横（よそ）を向いてしまっている等で悪い（良くない）印象を与えてしまう人においてはなかなか仕事が上手くいかない、これが現実だと思います。

ですから、ビジネスを成功させたいと本当に思うのならば本気で頭を下ろし、好印象を持たれる頭の下げ方を身に付けなさい、そう思います。そしてそれがビジネスの世界で成功する秘訣だと思います。

そのことを強調して極端に表現しているのか、表題の「頭は使う為にあるんじゃない、下げる為にあるのだ。」だと思います。

この言葉に気をつけながら、仕事をしていきたいと思っております。

短歌

輪島支部 大森 千歌子

山頂へ集う友等とケーブルに
六甲の山一面にあじさいは
色あざやかに客迎えおり
霧の降る六甲の山すがすがし
谷間に咲きし花に歎声
地にはあじさい色さまざまに

代理人行政書士に こだわりたい！

小松支部 北 村 國 博

代理権取得は、今後の行政書士業務の大きな飛躍の鍵を握っていることは今更、言を待たない。この代理権を生かすも殺すも、我々行政書士の力量に依存している。「自信を持って、代理権行使すること」が更に、自信を深めることになると確信している。

改めて、行政書士法第1条の3、その2の規定を紹介する。

「前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」が明文化されている。この「代理人」の三文字の意義は極めて大きい。民法上の代理権は、本人に代わって本人の為に法律行為をする権限を言う。従来の代行業務では、役所の窓口で書類の訂正を指摘されても、その場で訂正是出来なかったが、本人の委任（委任状）があれば、行政書士がその代理権の範囲で、その訂正をその場ですることも可能である。

契約書の作成代理のみならず、行政書士が相手方と契約内容について協議したり、その契約締結も十分に可能なのである。民法上の代理権は、「本人の為に」意思表示することであるから、当然の権利である。つまり、行政書士は、「使者的地位」から「主体性のある地位」を獲得し、本人に代理して交渉し、契約をまとめる権限を有したことになる。このことをきちんと理解し、業務に反映させることが、仕事への意欲と自信を深めることになる。

しかし、同時に代理人としての責任も重大化したことを忘れてはならない。善管注意義務や委任範囲外の行為をしない義務、或いは、本人に対する報告義務を負わされている。その意味で、行政書士は一層の法律研鑽・スキルアップが必要である。

一方、よく話題になる弁護士法72条の法律事務とは、「法的紛争事件」を意味し、当事者間で争いのある事件には、行政書士は介入できないが、当事者間で示談和解（合意）を前提とし

た示談和解契約には、行政書士は代理人として介入できるのである。

先日、依頼人の代理人の立場で権利主張する内容証明を作成したことがあった。私は、通知人の欄に、「代理人行政書士北村國博」と自信を持って明記した。相手側の弁護士からも「代理人行政書士北村國博」宛てに回答書が来た。弁護士も当然、行政書士が代理人であることを認識していた。以後、紛争性のない法律事務に関しては、「代理人行政書士の肩書き」を、自信を持って使うことにしている。交通事故の示談契約や遺産分割協議書作成なども、合意を前提とした契約行為である限り、私は今後共、依頼人から委任を受けた範囲で「代理人行政書士」にこだわり続けたい！

◇八咫烏くんは 交通安全請負か◇

小松支部 村 井 謙 介

—やたがらすくんのつぶやき—

(2005/4/熊野古道と熊野那智大社・速玉大社)

やー、困りましたよ。昭和63年10月、これが神武天皇熊野御上陸2650年記念としてわたくしの立派な記念ポールを建てていただいたことには、感謝をしておりますが、交通安全の守護神のような存在とされまして。確かに、遥かなむかし、天皇様に道案内を致しましたが、こんにち、時代が違いますね。交通安全を願い、わたくしに願をかけられてもねえ～。わたくしも鳥のはしくれですから、そりゃ～空を飛びますよ。でも、大型ジェット機での旅行安全をお祈りされましてもねえ～…ったく困りますよ。

「そうですか。熊野ですか。私も今から40数年前に、那智の大滝を始め、一帯を回ってきましたよ。まさにここに洗われる神域でしたね。」「あ～近年は世界遺産登録とかで、一段と脚光浴びた観光スポットとなりましたね。沢山の人でしたよ。」「ところで、この鳥くんの写真、こんなところありました？」



熊野那智大社にて

印象深くていいのでしようけれども…」

「ああ、そうですね。わからない私も、広辞苑で見ましたらね。こう、ありました。

★八咫烏…ヤタはヤアタの略。記紀伝承で神武天皇東征のとき、熊野から大和へ入る険路の先導となった大鳥。

“おおとり”…と、ある。

中国古代説話で太陽の中にいる3本足の赤色の鳥の日本での呼称。金鳥。そしてこの“金鳥”太陽の異称とのこと。因みに月に兎が住むとの伝説で“玉兎”は月の異称。

★ 吠 …アタ。上代の長さの単位で、掌の下端から中指を開いた長さ…つまり、親指と中指を開いた長さ…私の場合、約24cmありました。これを、八倍しますと、約、2m…2メートル近くの“おおとり”体長か、翼幅か、どっちにしても、おおとりですね。

八は大きいとか、多いとかを表しますから、そう言う意味なんでしょうね。」

「八咫鏡なんて、やはり大きな鏡を言い得ているんでしょうね。ただ、人体の一部を長さの単位としているところが面白いですね。“尺骨”があり、両手広げて“尋”があり…、確かに、フィートかなんか12インチ、約30cm平均的人間の歩幅でしたっけ？」

「それから、古代の人達も、カラスが非常に頭の良い利口な鳥だってこと、それなりに評価

「ア、それ…那智大社にありましたよ。昭和63年に大掛かりな建造物の修復がされてるみたいでした。」「それはそうと、そのヤタガラスですがね、確か…日本のサッカー、全日本チームの応援旗もそうでしたね。3本足のカラス…1本多いところが

していたんでしょうね。オヤ？かすかですが、なにか聞こえませんか？」

—やたがらすくんのつぶやき—

旅鴉って言いますが、旅雀、旅鳩、旅鳶、旅鷹、などとは人間様は言いません。旅には鴉がぴったり似合います。たびがらす…一人旅…気楽ですが、お守りも欲しいですね。交通安全の守護神として私を祀って下さる気持ちちは良く分かります。

愚痴をこぼさず、頑張ることとしましたよ。

日本の「祭」と「踊り」と「花火」に関する一考察について

七尾支部 塩田義一

日本の全国で、祭りや踊りや花火の打上げなどが7月～10月頃にわたって、各地方の伝統や慣習などにもとづき、行事として実施されている。なお、日本における著名な祭や踊りや花火についての概要は次のとおりである。

1. 「祭」とは、①まつること。祭祀。祭礼。②記念。祝賀。宣伝などのために催す集団的行事・祭典といわれている。

著名な祭には、

イ 日本の三大祭り（東京神田祭。京都祇園祭。大阪天神祭をいう）ほか、東京三社祭り。岸和田だんじり祭りなど。

ロ 京都四大祭り（葵祭。祇園祭。時代祭に京都大文字の送り火を加える）。

ハ 東北四大祭り（青森ねぶた祭り。秋田竿灯まつり。仙台七夕祭り。山形花笠祭り）など。

ニ 富山の八尾おわら風の盆。城端むぎや祭りなど。

ホ 四国高知よさこい祭りや博多祇園山笠、追い山ならしなどがある。

なお、以下の踊りや花火を行事のなかに取込んで実施される場合が多い。

2. 「踊り」とは、①おどること。とびはねること。②音楽。歌曲にあわせて、足を踏み鳴らし・種々の手振。身振をして舞うことといわれている。③特に著名な踊りには、

花笠踊り、佐渡おけさ、郡上踊り、徳島阿波踊りなどがある。

3. 花火（煙火）とは、黒色火薬に発色剤をまぜて筒につめ、または玉としたもので、点火して破裂、燃焼させ、光、色、爆音などを楽しむものである。また、花火には、張筒から空中に放つ打上花火や、装置して物の形を見せる仕掛け花火や、子供の玩具とする線香花火など種類が多い。特に著名な花火には、東京隅田川の花火、新潟三大花火（信濃川の長岡まつり、山の片見花火大会、海の柏崎花火大会をいう）、福井花火大会（敦賀花火大会、三国海中花火大会など）、長野諏訪湖祭り（湖上花火大会）、大曲全国花火競技大会、諏訪湖新作花火競技大会などがある。

4. 以上の祭りや踊りや花火については、それぞれ単独で実施されるものと、色々と組合せて実施されるものとがある。（例：祭りでいえば、御輿、祭囃（囃子）、獅子舞、花火などが一体となって行事を実施している。）また、祭に山車を使って行なう場合もある。（例：高山祭、七尾青柏祭など）。なお、夜空を美しく彩る単独の花火大会で、とうろう流しと併用して実施しているものもある。（例：敦賀花火大会など）。また、能登地方でキリコ（切子、切籠）を併用して実施する祭り（キリコ祭り）がある。（例：あばれ祭り（能登町）、石崎奉燈祭り

（七尾市）、輪島大祭（輪島市）、八朔祭り（富来町）、寺家キリコ祭り（珠洲市）、宝立七夕キリコまつりなど。）。ただし、祭りには、踊りや花火を併用して行うことが多いとおもわれる。

先端心臓の良薬

金沢支部 藤 井 速 生

先日テレビで見た杏林大学医学部名誉教授医学博士石川恭三氏による米国某研究所での研究成果だ。

サンザシ（木の実）の熟したものには「フラボノイド」など数種類の成分がある。それが心臓筋肉のポンプ機能をたかめる作用があることが判明した。

このことによって現在の不整脈、狭心症、心筋梗塞、心不全などに改善されると言った画期的先端学説だ。が、実だけでは食べにくいので、じゃがいもや牛肉などを混ぜて食べると最高だ！

もう一つにはうーろん茶（1/2）と緑茶（1/2）を混ぜ、夏に冷やして200ccを3回に分けて飲む。この成分にはアテボネクテン、カテキンなど数種類があるので、うまいだけでなく心臓の良薬になるとのこと。小生も目下後者を利用しておるが手答えがある。是非皆さんも先端心臓の良薬として主治医と相談されては如何が。

会費の納入について（お願い）

日頃、会の運営につきましては格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成17年度会費未納の方にご請求申し上げます。

何かとご多忙のことと存じますが、右記へ至急納入賜りたくよろしくお願い申し上げます。

なお、併せて当会政治連盟会費の未納の方も右記へ納入お願い申し上げます。

1. 平成17年度会費 金72,000円

納 入 方 法 払込取扱票により納入下さい

お 振 込 先 石川県庁内郵便局

口座番号 00750-6-55558

口座名義 石川県行政書士会

2. 日本行政書士政治連盟

平成17年度会費 金5,400円

納 入 方 法 払込取扱票により納入下さい

お 振 込 先 石川県庁内郵便局

口座番号 00720-1-74073

口座名義 日本行政書士政治連盟 石川県支部



新入会員の紹介

新会員です。どうぞ宜しく



柏野 博英

◇金沢支部 ◇平成17年2月15日入会
◇事務所所在地
金沢市中村町26-43
☎ 076-243-7420

この度は行政書士会に入会させていただきました。何もわかりませんので今後いろいろ勉強させていただきたいと思います。ご指導ご鞭撻の程、宜しくお願ひ申し上げます。



高木 龍治

◇金沢支部 ◇平成17年2月15日入会
◇事務所所在地 石川郡野々市町二日
市町524の3ヴィラたちばな303号室
☎ 076-294-5361

この度、石川県行政書士会に入会させて頂きました高木龍治と申します。本年は消費者問題に力を入れて取り組んでいこうと思っております。全く業務の知識もないまま開業し、不安な面は多々ありますが、諸先輩方のご指導を賜りながら精進していこうと思います。よろしくお願ひいたします。



高村 大興

◇七尾支部 ◇平成17年3月1日入会
◇事務所所在地
七尾市藤橋町戌部16番地1
☎ 0767-53-6363

この度、行政書士会に入会させていただきました高村大興と申します。金無し、コネ無し、知識無しの文字通りボールペン1本での無謀(?)な開業であります。今は、地域に根付いたオープンな事務所にしようと、日々努力しております。今後とも、ご指導のほどよろしくお願ひ致します。



上村 岳司

◇小松支部 ◇平成17年3月1日入会
◇事務所所在地
小松市園町ハ137番地
☎ 0761-24-6060

やること為すこと、大半のことが『初めて尽くし』で、当然の事ながら自分の経験および能力の無さを痛感する日々を送っております。

若輩ではございますが、今後とも宜しくお願ひ致します。



土生 晃恵

◇金沢支部 ◇平成17年3月15日入会
◇事務所所在地
白山市木津町91番地
☎ 076-275-8656

白山市で本年3月に新規登録いたしましたハブ・アキエと申します。真宗大谷派寺院の住職との兼業

です。行政書士業務は、遺言・相続関係、福祉・介護関係、宗教法人関係を主にし、他の業務も幅広くこなしたい。



唐澤 正

◇輪島支部 ◇平成17年6月1日入会
◇事務所所在地
珠洲市飯田町11部62番地1
☎ 0768-82-0770

関東地方から引っ越してきて、皆様のお仲間に加えさせて頂くことになりました。スポーツ大好きです。珠洲はトライアスロン大会の主催地なので、体を鍛え直して参加してみようと夢見ています。右も左もわからない新人ですが、精一杯がんばっていきたいと思います。ご指導・ご鞭撻どうぞよろしくお願い申し上げます。



森口 喜康

◇加賀支部 ◇平成17年7月1日入会
◇事務所所在地
加賀市大聖寺北片原町35
☎ 0761-73-3900

加賀市大聖寺に事務所を開設。20年ぶりに故郷に戻ってきました。建設業に20年余たずさわり、国内外のプロジェクトへの参加や、環境対策室での経験なども生かし、地域に密着した活動を行ないたいと思っております。



市原 豊繁

◇金沢支部 ◇平成17年4月1日入会
◇事務所所在地
金沢市若宮町チ59番地3
☎ 076-223-7753

会員の皆様はじめまして、本年4月に岐阜会より参りました金沢支部の市原豊繁と申します。今後とも、よろしくご指導くださいますようお願ひいたします。さて、私は当地に親戚縁者もなく、ただ仕事上の理由だけでこの金沢にお世話になることとなりましたが、当地に参りました当初は言葉の意味も依頼者の言葉もよく理解できず、何度も聞き直すことも多くあり、皆さんにご迷惑をおかけしたと思います。私は、その土地の名前と言葉は大切な文化だと考えておりますので、当地の言葉を尊重する意味でも早くマスターしたいと考えております。そこで何とかしたいと先日、某外国語スクールに見学を行った際に、私は真面目にこんなことを聞きました。「このスクールに金沢弁コースはありますか?」その答えは即、笑いとともに反ってきました。もちろん「そういうコースはございません。」やはり唯一の解決方法は、土地の人に言葉を教えてもらう他はないようですね。では皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

会報日誌

事務局からのお知らせ

1月	16日	伝達研修会（於：第11研修会）	30名
	18日	広報部会（本会会議室）	
	19日	日行連正副会長会 会長出席	
	"	★石坂県議と懇談	
	20日	日行連部長会・理事会 会長出席	
	"	★日政連幹事会 宮川幹事長出席	
	21日	日行連賀詞交歓会（於：キャピトル東急ホテル）	5名
	"	経理部小部会（本会会議室）	2名
	22日	★馳衆議院議員国政報告会（於：金沢全日空ホテル）	3名
	23日	伝達研修会（於：第11研修室）	30名
	25日	会費未納者へ納入通知発送	
	27日	会報いしかわNo.37発送	
	30日	行政書士開業セミナー（於：第15研修室）・参加者27名	7名
2月	1日	白山市、能美市誕生（市町村合併）当該者変更登録申請開始	
	5日	ADRワーキンググループ会議（本会会議室）	10名
	6日	★岡田直樹参議院議員国政報告会（於：金沢エクセル東急H）	2名
	10日	全国ADR担当者会議（於日行連地下講堂）	1名
	15日	司法研修打合せ（於：愛知会）	2名
	17・18日	日行連正副会長会・広報部会・国際部会 会長出席	
	18日	総務部、法規・企画部、業務指導部合同部会（本会会議室）	16名
	22日	県士業団体協議会定例会（於：ホテルイン金沢）	2名
3月	2日	新規入会者（2名）登録証伝達式（本会会議室）	2名
	"	会長来局執務	
	4日	選挙管理委員会（本会会議室）	6名
	"	平成16年度行政書士試験実施結果報告会（於：グランドアーク半蔵門）	1名
	5・6日	中地協理事会（於：ゆ~とりあ越中：富山） 会長出席	
	9日	★顧問議員と懇談会	5名
	10・11日	著作権研修会（於：大阪タワーウエスト 10F）	2名
	12日	部長会（本会会議室）	11名
	16日	新規入会者（2名）登録証伝達式（本会会議室）	2名
	"	★下沢県議連合後援会総会出席（於：金沢エクセル東急H）	3名
	18日	IT委員会（本会会議室）	9名
	22日	日行連ADR研修会（於：海運クラブ 2 F）	1名
	"	日行連研修センター運営会議 会長出席	
	23日	日行連正・副会長会・部長会 会長出席	
	28日	新規入会者（1名）登録証伝達式（本会会議室）	2名
4月	1日	苦情相談対策特別委員会（本会会議室）	5名
	"	金沢簡易裁判所調停委員会辞令交付式 浦 正明理事	
	"	金沢家庭裁判所調停委員会辞令交付式 宮川外茂次副会長	
	5日	経理部会（本会会議室）	5名
	6日	日行連広報部会 会長出席	
	8日	会計監査（本会会議室）	
	9日	部長会・理事会支部長会合同会	
	11日	日政連特別研修会（於：名古屋）	4名
	13日	綱紀委員会（本会会議室）	4名
	19日	日行連正・副会長会（日行連地下講堂） 会長出席	
	20日	日行連部長会・理事会（日行連地下講堂）	
	21日	日行連理事会（日行連地下講堂）	
	"	★日政連幹事会（日行連地下講堂） 宮川幹事長出席	
	22日	"	
	23日	輪島支部総会（於：ねぶた温泉）	1名
	25日	総会議案書・会納入通知発送	
	26日	登録証伝達式 単位会変更者1名	2名

	28日	会長立候補者所信表明文書発送	
	"	県監理課・総務課表敬訪問	
5月	6日	小松支部総会 会長出席	4名
	7日	金沢支部総会（於：ホテルイン金沢） 会長出席	
	8日	七尾支部出席（於：和倉のと楽） 会長出席	
	11日	綱紀委員会（本会会議室）	5名
	12日	日行連広報部会 会長出席	
	13日	正副会長会（本会会議室）	6名
	"	県監理課へ電子申請等の協議訪問	6名
	14日	土地家屋調査士会総会（於：山代瑠璃光） 会長出席	
	20日	本会定時総会（於：金沢都ホテル）	71名
	21日	石川県司法書士会（於：和倉のと楽） 会長出席	
	26日	県知事表敬訪問	8名
	"	石川県社会保険労務士会総会（於：厚生年金会館） 会長出席	
	27日	報道機関関係訪問	5名
	28日	福井会定時総会（於：福井県織協ビル） 倉本副会長出席	
	30日	愛知会定時総会（於：ホテルキャッスルプラザ） 会長出席	
6月	3日	理事会・支部長会	
	4日	正副会長会（本会会議室）午前	4名
	"	理事会・支部長会合同会（織維会館2F会議室）	26名
	7日	業務指導部打合せ（本会会議室）	3名
11・12日	中地協総会		6名
	15日	新規入会者（1名）登録証伝達式（本会会議室）	2名
	"	会長来局執務	
	17日	業務指導部会（本会会議室）	10名
	22日	広報部会（本会会議室）	8名
	"	日行連正副会長会（午前） 会長出席	
	"	日行連部長会（午後） 会長出席	
	"	北陸税理士会金沢支部総会（於：金沢全日空ホテル）	1名
	23日	日行連平成17年度定時総会（於：セルリアンタワー東急ホテル）	6名
	24日	日政連平成17年度定期大会（於：セルリアンタワー東急ホテル）	6名
	28日	監察部会（本会会議室）午前	8名
	"	IT委員会（本会会議室）午後	8名
	"	会長来局執務	
	29日	申請取次行政書士名簿持参配布の為、関係機関訪問	4名
7月	1日	総務部会（本会会議室）午前	9名
	"	ADR機関設置特別委員会（本会会議室）午後	12名
	5日	法規・企画部会（本会会議室）	10名
	6日	金沢支部会員に新職務上請求書払い出し方について説明 総務部長	
	7日	来年度中地協会場下見（3カ所）	1名
	8日	全国広報担当者会議（於：日行連地下講堂） 河越広報部長出席	
	"	金沢支部会員に新職務上請求書払い出し方について説明 総務部長	
	9日	正副会長会（本会会議室）	6名
9・10日	著作権研修会（於：第3研修室）		10名
	11日	新規入会者（1名）登録証伝達式（本会会議室）	2名
	"	支部長会（本会会議室）午後	9名
	14日	平成17年度行政書士試験責任者等説明会（試験センター）	3名
	"	経理部会（本会会議室）	7名
	15日	自動車関係会議（本会会議室）	5名
	20日	総務部会（本会会議室）	7名
20・21日	日行連理事会（於：日行連地下講堂） 会長出席		
	21日	広報部会（本会会議室）	
21日・22日	★日政連幹事会（於：日行連地下講堂） 宮川幹事長出席		7名
	22日	法規・企画部会（本会会議室）	6名
	23日	女性行政書士交流会石川会総会（於：能登食祭市場）	

会員移動

新規登録個人会員（7名）

登録年月日	所属支部	氏 名	事務所・住宅	電話番号
平成17.2.15	金沢	柏野 博英	(事)金沢市中村町26番43号 (住) " 長土堀3丁目8番8号	(076) 243-7420 (076) 221-7335
平成17.2.15	金沢	高木 龍治	(事)石川郡野々市町二日市町524の3 (住)金沢市上荒屋4丁目78番地1	(076) 294-5361 (076) 249-2812
平成17.3. 1	七尾	高村 大興	(事)七尾市藤橋町戊部16番地1 (住)羽咋郡志賀町糸迦堂ワの3番地	(0767) 53-6363 (0767) 38-1604
平成17.3. 1	小松	上村 岳司	(事)小松市園町ハ137番地 (住) " 国府台四丁目28番地	(0761) 24-6060 (0761) 47-4167
平成17.3.15	金沢	土生 晃惠	(事)白山市木津町91番地 (住) "	(076) 275-8656 (076) 275-1086
平成17.6. 1	輪島	唐澤 正	(事)珠洲市飯田町11部62番地1 (住) "	(0768) 82-0770 (0768) 82-2285
平成17.7. 1	加賀	森口 喜康	(事)加賀市大聖寺北片原町35番地 (住) "	(0761) 73-3900 (0761) 72-0422

新規登録法人会員（1件）

成立年月日	所属支部	氏 名	法人事務所名称・所在地	電話番号
平成17.5.10	金沢	代表 小山 正志 社員 小山 秋子	行政書士法人小山事務所 かほく市横山リ2番地15	(076) 285-0828

変更登録事項（7名）

変更年月日	所属支部	氏 名	事務所・住宅	電話番号
平成17.1.31	金沢	星野 喜明 (旧姓 堂口)	(事)金沢市糸田新町6番16号 (住) "	(076) 280-0236 "
平成17.4. 1	金沢 (岐阜会より転入)	市原 豊繁	(事)金沢市若宮町チ59番地3 (住) "	(076) 223-7753 "
平成17.4.15	七尾	松田 豊	(事)七尾市本府中町ハ部21番地1 (住)変更なし	変更なし "
平成17.4.28	金沢	上戸 大介	(事)金沢市間明町2丁目335番地 (住)変更なし	(076) 292-0255 変更なし
平成17.5.31	金沢	舟木 弘	(事)変更なし (住)変更なし	(076) 267-5978
平成17.7.15	七尾	杉本 喜和	(事)羽咋市東川原町ワ95番地1 (住)変更なし	変更なし "
平成17.7.15	小松	北岡外志雄	(事)小松市上本折町140番地 (住)変更なし	変更なし "

退会者（6名）

退会年月日	氏 名	退会事由	退会年月日	氏 名	退会事由
平成17.3.15	水口 好宏	逝去	平成17.4.14	松田 光代	廃業
" 17.4.11	油野 祐二	廃業	" 17.4.25	伊藤 功	廃業
" 17.4.14	越元 勝典	廃業	" 17.6. 2	石倉 正	廃業

※水口好宏様（金沢）のご冥福をお祈り致します。



編集後記

暑い夏がきましたが、皆様いかがでしょうか。今年はクールビズにより、事務所ではネクタイを外す機会が増え、多少すごしやすくなりました。しかし、お客様を訪問するときは、相変わらずネクタイをしています。今後定着すれば、夏はいつでもどこでも上着を着ず、ネクタイを締めないのがあたりまえになるかもしれません。

さて、広報部では前からの6人に3人が入れ替わり、新しくスタートしました。これから2年間頑張っていこうと思いますのでよろしくお願ひします。会報について、新しい企画やご意見がありましたら、ぜひ広報部までお寄せください。また、今後とも皆様からのご投稿、お待ちしています。なお、せっかく投稿していただいたのに、紙面の都合により掲載できなかったり、文章を短くさせていただいた事をお詫び申し上げます。

広報部 河越 俊雄

会報いしかわ 第38号

発行日 平成17年8月22日
発行人 会長 茅野勇平
広報部長 河越俊雄
発行所 石川県行政書士会
〒920-8203
石川県金沢市鞍月2丁目2番地
石川県繊維会館3階
TEL (076)268-9555 FAX(076)268-9556

官公署に提出する書類、
権利義務・事実証明に関する書類の作成は
行政書士の業務です。



【行政書士が取り扱う業務の一部】

- 建設業許可 ○指名願・経営規模等評価申請 ○宅建業免許
- 産業廃棄物処理業許可 ○法人設立 ○医療法人設立認可
- 貨物自動車運送事業許可 ○入管・帰化申請
- 告訴状・告発状作成 ○相続・遺言に関する事項
- 自動車の登録・車庫証明 ○農地法の許可 ○開発許可